

国土開発工業株式会社 人権方針

当社は、建設業・製造業に携わる企業として、親会社である日本国土開発株式会社のグループ方針を踏まえ、現場・工場・事業所で働く社員、協力会社の皆様、外国人労働者、地域社会を含むすべての関係者の人権を尊重し、法令を遵守した誠実な事業運営を行います。

➤ 適用範囲

本方針は、当社で働くすべての役職員等（役員、社員、準社員、契約社員、派遣社員等）に適用します。また、お客様、協力会社、サプライヤーを含むビジネスパートナー、その他すべての関係者に対しても、本方針の理解と支持を期待し、働きかけてまいります。

➤ 国際基準の尊重と法令遵守

当社は、以下を含む国内外の法令・規範を尊重し、人権侵害のない事業運営を行います。

- ・日本国憲法
- ・労働基準法、労働安全衛生法、建設業法
- ・労働施策総合推進法（ハラスメント防止）
- ・男女雇用機会均等法
- ・外国人労働者に関わる各種法令
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

なお、人権に関する国際基準と各国の法令が異なる場合は、可能な限り高い基準に従い、法令との整合が困難な場合には、国際的な人権規範を尊重する方法を追求します。

➤ 人権尊重の責任

当社は、すべての人を尊重し、以下の事項を確実に実施します。

● 差別・不当な取扱いの禁止

国籍、人種、出身地、言語、宗教、年齢、障がい、性別、性的指向、性自認、雇用形態などを理由とする一切の差別や不当な取扱いを禁止します。

業務の割当、賃金、評価、安全配慮などについても公平性を確保します。

● ハラスメントの防止

以下を含むあらゆるハラスメントを禁止します。

- ・パワーハラスメント
- ・セクシャルハラスメント
- ・妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント
- ・国籍や文化の違いを理由とした嫌がらせ
- 強制労働・児童労働の排除
国際基準および国内法に基づき、強制労働・児童労働を排除します。
- 適正な労働時間・労働衛生
過重労働の防止および労働安全衛生の確保に努めます。
- 結社の自由および団体交渉権の尊重
関係法令に基づき、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

➤ **人権デューデリジェンスの実施**

当社は、事業活動に伴う人権への負の影響を特定・予防・軽減するため、人権デューデリジェンスを継続的に実施します。

現場・工場などの労働環境や協力会社との関係における人権リスクを把握し、必要な是正措置を行います。

また、親会社グループの方針に沿って体制整備を段階的に進めます。

➤ **是正・救済**

当社または関係者が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続に基づき、是正および救済を行います。

相談・通報窓口を社内外に設置し、相談者が不利益を受けることのないよう厳正に保護するとともに、必要に応じて調査・対応を行います。

➤ **教育・研修**

人権尊重の取り組みを実効性あるものとするため、役職員に対して継続的な教育・研修を実施し、業務プロセスにも人権尊重の考え方を組み込みます。

➤ **ステークホルダーとの対話**

当社は、事業活動に関わるステークホルダーおよび専門家との対話を継続的に行い、人権に関する課題の把握と改善に努めます。

➤ **情報開示**

本方針および人権尊重に向けた取組状況について、当社ウェブサイト等を通じて適切に開示します。

以上